

公益財団法人日本バスケットボール協会

復権手続規程

第1条〔目的〕

本規程は、基本規程第176条の2に基づき、復権の手続きについて定める。

第2条〔復権の決定〕

裁定委員会の審議を経て理事会または事務総長が決定した懲罰または裁定規程第22条に基づき権限を委任された団体（以下「都道府県協会等」という）の裁定委員会の審議を経て都道府県協会等が決定した懲罰については、本規程に基づき、本協会の理事会が、本協会の裁定委員会（以下「JBA裁定委員会」という）の答申を受け、処分の解除（以下「復権」という）を行うことができる。

第3条〔復権の申立て等手続きの開始〕

- 1 1年以上の有期または無期の資格（公式試合出場資格、登録資格または加盟資格）の停止、1年以上の有期または無期の再登録または再加盟の禁止もしくは除名の懲罰を受けた者は、有期の場合は停止または禁止の期間の3分の2を経過したとき、無期の場合は3年を経過したとき、除名の場合は10年を経過したとき、復権の申立てができる。
- 2 前項にかかわらず、1年以上の有期または無期の資格の停止、1年以上の有期または無期の再登録の禁止もしくは除名の懲罰を受けた者が倫理規程第2条第1項第7号に定める選手であった場合には、有期の場合は停止または禁止の期間の2分の1を経過したとき、無期の場合は1年を経過したとき、除名の場合は5年を経過したとき、復権の申立てができる。
- 3 裁定委員会の委員長は、懲罰を受けた者が第1項または第2項に該当する場合には、職権により、復権の審議を開始することができる。
- 4 懲罰期間中に追加の懲罰を科された者は、復権の申立てができない。ただし、当協会の会長が特別に認めた場合にはこの限りでない。

第4条〔申立ての方法〕

- 1 復権の申立ては、懲罰を受けた者がJBA裁定委員会に対して、復権申立書の提出をもって行う。
- 2 懲罰を受けた者は、申立てにあたっては、復権申立書に次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 活動状況報告書
 - (2) 反省文

第5条〔裁定委員会による審議〕

- 1 JBA裁定委員会は、前条第1項の申立てを受けた場合または第3条第3項により職権で、復権について審議する。ただし、復権の申立てにあたり前条第2項の書類の添付がない場合には、JBA裁定委員会は審議を開始せずに申立てを却下できる。
- 2 JBA裁定委員会は、職権により審議を開始する場合には、懲罰を受けた者に対し、前条第2項記載の書類の提出を求めることができる。
- 3 JBA裁定委員会は、懲罰を受けた者が提出した資料の調査に加え、懲罰を受けた者が懲罰を受けた時点で所属していた都道府県協会・各種連盟等の本協会の関係団体、復権申立時に所属する関係団体等に対し、復権に関する意見、報告等を求め、または自ら懲罰を受けた者（団体の場合はその代表者）その他関係者からの事情聴取を行うなど、必要な調査を行うことができる。
- 4 本協会の加盟団体は、前項の調査に協力しなければならない。
- 5 裁定委員会は、審議の結果、懲罰を受けた者が再び違反行為をなすおそれがないと認めたときは、理事会に復権を認める答申をすることができる。
- 6 裁定委員会は、審議の結果、復権を認めないことが妥当と判断した場合には、前条第1項の申立者（職権により審議を開始した場合には、懲罰を受けた者に対し第2項の書類の提出を求めた場合の当該書類の提出者）に対し、その審議結果と理由を通知する。

第6条〔復権の決定〕

- 1 前条第5項の答申を受けた理事会は、復権の可否を決定する。復権を認める場合には復権の効力を生じさせる日も併せて決定する。
- 2 理事会は、復権を認める決定を行った場合には、速やかに懲罰を受けた者に対し通知する。
- 3 理事会が復権を認めない決定を行った場合には、第4条第1項の申立者（審議の開始が職権による場合には、懲罰を受けた者に対し前条第2項の書類の提出を求めた場合の当該書類の提出者）に対し、その審議結果と理由を通知する。

第7条〔再度の申立て〕

第5条第6項または前条第3項の通知を受けた者は、復権を認めない理由が消失した後に再度解除の申請を行うことができる。

第8条〔改廃〕

本規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第9条〔所管〕

本規程の所管は、コンプライアンス推進グループとする。

第10条〔施行〕

本規程は、2018年12月25日から施行する。

2020年12月22日一部改定

2024年4月10日一部改定

2026年9月9日一部改定